

1980年代半ば以降の雇用共稼ぎの増加とその背景

大石亜希子

(千葉大学大学院教授)

本稿では、共働きの変容を長期的な視点で振り返った後、1990年代から顕著になってきた雇用共稼ぎ化の実態を把握し、そのような変化をもたらした要因を需要側、供給側、制度の3つの観点から検討する。他の先進主要国と異なり日本は、戦後の高度成長期を経るまで、女性就業者に占める自営業のシェアが大きいという就業構造の特徴があった。そのため1960年代までの共働きは、妻が自営業に従事する形態を多く含んでいた。1975年を底として有配偶女性の就業率が上昇に転じる過程では雇用共稼ぎ化が進んだが、加速したのは1990年代以降である。雇用共稼ぎ化は、妻が非正規の短時間雇用に従事する形で増加した。経済格差論争を契機に、高所得共稼ぎ夫婦が増加しているのではないかという言説が広まったが、2000年代前半までについては、高所得共稼ぎ夫婦が傾向的に増加している様子はない。しかし近年は、妻が25～34歳の夫婦のうち、夫の所得がやや高い階層でフルタイム型の雇用共稼ぎの割合が小幅ながら拡大している。雇用共稼ぎ化は、経済面および時間面で子どものウェルビーイングに影響すると考えられるが、共稼ぎのできないひとり親世帯を含めて、子どもの間でのウェルビーイングの格差が拡大していないか検証することが望まれる。

目次

- I はじめに
- II 自営共働きから雇用共稼ぎへ
- III 雇用共稼ぎ増加の背景
- IV 雇用共稼ぎ化と格差
- V むすびに代えて——雇用共稼ぎ化と子どものウェルビーイング

I はじめに

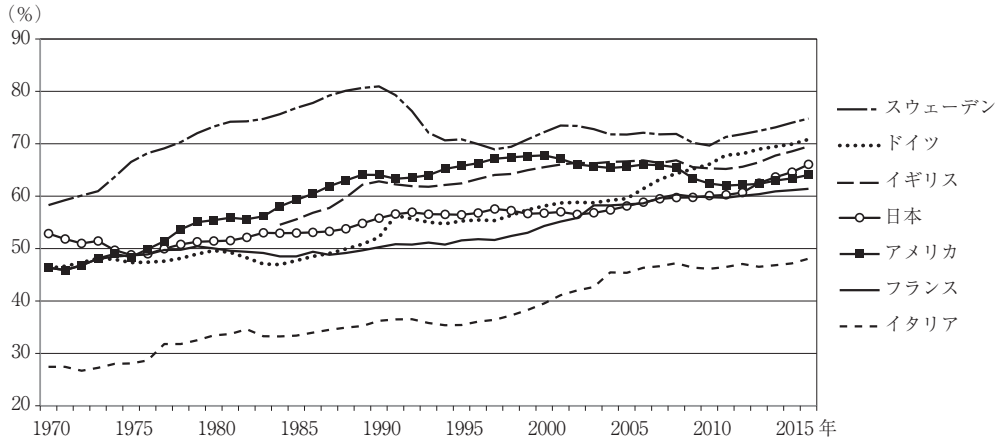
女性就業率の上昇は、第二次世界大戦後の先進諸国における最も大きな社会経済変化の一つである。上昇ペースには差があるものの、多くの主要国では1970年代以降、ほぼ一貫して女性就業率の上昇が観察される(図1)¹⁾。一方、日本の女性就業率は1970年の時点で52.8%と相対的に高く、

それが1975年まで低下した後には上昇に転じており、他の国々と異なる推移を見せている。しかも上昇ペースが緩やかで、女性就業率が50%を超えて60%に達するまでにほぼ30年を要した。これはアメリカ(10年)やフランス(18年)と比較しても顕著に長い。しかし過去5年間に日本の女性就業率は大きく上昇し、現在ではアメリカを上回っている。その主因は有配偶女性の就業率上昇にある(厚生労働省2016)。

世帯という視点からみると、有配偶女性の就業率上昇は夫婦共働き世帯の増加を意味する。各種の政府白書で言及されているように、夫が非農林業雇用者である世帯では、2000年代以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになった。

そこで本稿では、有配偶女性の就業率上昇がど

図1 先進諸国の女性就業率（15～64歳）の推移



出所：OECD Statistics (<http://stats.oecd.org/>) より筆者作成。

のような特徴を示すか把握し、そのような変化の背景にある要因を検討する。主に分析対象とする期間は、1985年から2016年までの約30年間である。まずⅡでは、「共働き」と「共稼ぎ」の違いを論じた後、戦後の女性労働の変容を振り返る。Ⅲでは、雇用共稼ぎの増加とその背景にある要因を需要側、供給側、制度の3つの観点から把握する。Ⅳでは、妻の就業が世帯間所得格差に及ぼす影響について、先行研究や各種統計を用いて検討を行う。Ⅴでは、「子どもの貧困」の視点から共働きの増加が持つ意味について考察し、今後の研究のあり方について展望する。

Ⅱ 自営共働きから雇用共稼ぎへ

1 共働きと共稼ぎの違い

はじめに、本稿における「共働き」と「共稼ぎ」の定義を明らかにしておきたい。夫と妻がともに就業者である夫婦は、英語では dual-earner couples や dual-income couples, あるいは two-earner couples と呼ばれる。これらの用語では労働の対価として報酬が支払われていることが明白なので、「共稼ぎ」夫婦と訳すのが適当である。ただし、英語の earner は基本的に賃金・給与所得者 (wage and salary worker) を指し、自営業を含まない。夫婦ともに自営業の場合は self-employed couple と呼

ばれるが、妻が無給の家族従業者 (unpaid family worker) であれば就業していても妻個人に「稼ぎ」はないので「共働き」であっても「共稼ぎ」とは言えない。

日本では、夫婦がともに就業者である場合、自営業か雇用者かを問わず、一般的に「共働き」という言葉が用いられてきたが、これについては批判もある。まず、「共働き」は暗黙裡に市場労働のみを「労働」ととらえる思考を含み、収入を伴わない家事や育児、介護などの無償労働 (アンパイド・ワーク) を無視することにつながる (久本2003)。つぎに、無給の家族従業者として働く妻の場合、生活と仕事の間が多岐の場合一致しているので時間的拘束に由来する負担が雇用者より小さい。また、男女間での雇用機会や賃金の格差を巡る問題も存在しないことから、雇用者とは分けるべきとする主張がある (八代1983)²⁾。そこで本稿では、夫婦がともに就業者 (自営業を含む) である場合に「共働き」という用語を使い、なかでも夫婦がともに被用者で、賃金所得を得ている場合を「雇用共稼ぎ」と呼ぶことにする。

2 戦後日本における女性労働の変遷

19世紀末からの長期的視野で見ると、経済発展の過程で女性労働力率がU字型を描くように低下したのち上昇に転じる現象は、今日の先進諸国の多くが経験している (Goldin 1995; Olivetti

2014)。低下の主たる要因は、農業部門における生産技術の変化と、それに伴う家族従業者の減少、および資本集約的な工業化の進展にある。経済が脱工業化・サービス化の段階に入り、労働者の肉体的強靱さよりも知的スキルや対人能力が重視されるようになると、相対賃金の上昇から女性の労働力率が上昇する局面に入る (Olivetti 2014)。U字の底に当たる時期は、アメリカでは20世紀初頭 (Goldin 1990)、大陸欧州諸国の多くは1950～60年代であるとされている (Olivetti 2014)。

一方、日本は欧米諸国と異なり、第二次世界大戦後も就業者に占める自営業のシェアが比較的高く、女性就業率も高かった。たとえば1955年の日本の女性就業率は50.0%で³⁾、同年のアメリカ(10月:36.4%)を大きく上回っていた。ただし女性就業者の7割は農業や家族従業者を含む自営業であった⁴⁾。つまり、戦前から戦後の高度成長開始前までの時期における共働きの典型的な姿は、農業を含む「自営共働き」であったと言える。

高度成長期に入ると、世帯主の就業形態が自営業から雇用者へ変わるとともに生活と仕事の間が分離するようになる。農村から都市部への人口移動に伴って核家族化も進み、女性にとって仕事と家庭を両立させることは困難となった。さらに、世帯主所得の上昇もあいまって有配偶女性の就業率は低下した。

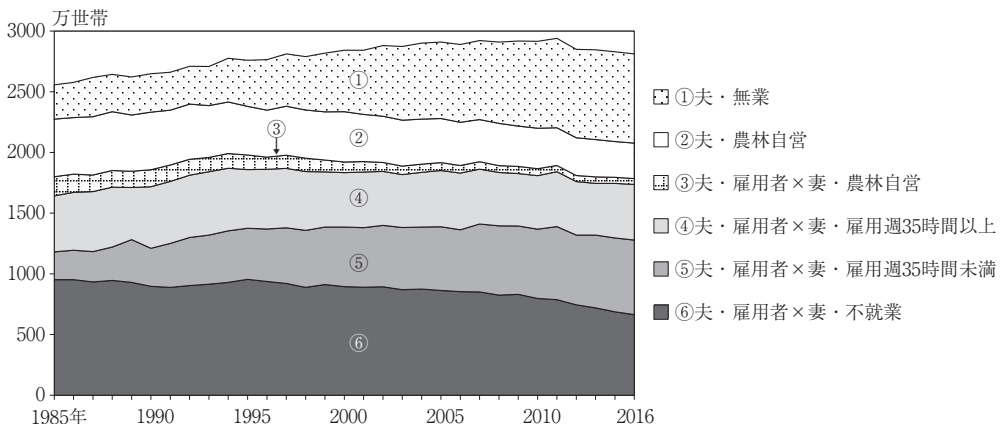
女性就業率が底を打ったのは1975年であるが、

第一次石油危機以前から徐々に「雇用共稼ぎ化」は進んでいた。ただし1979年においても雇用者世帯における共稼ぎの比率は31%と推計され、今日より大幅に低い(八代1983)。また、増勢にあったとはいえ1970年代にはパートタイム雇用はまだ一般的ではなく⁵⁾、この時代の「雇用共稼ぎ」は夫婦ともにフルタイムで働くケースが多かった。次節でみるように、有配偶女性のパートタイム雇用者比率が顕著に上昇し始めたのは1980年代後半のことである。付け加えると、世帯主が雇用者であっても、配偶者が農業や内職(統計上は自営業主に分類される)に従事するケースも少なからず存在した。とくに第一次石油危機後に有配偶女性の就業率が上昇する局面では、雇用者だけでなく内職者(家内労働者)も増加した。衣類縫製、織物製造や雑貨製造を中心とする家内労働・内職は、高度成長期以降、有配偶女性の主要な就業形態の1つとなっていたが、1980年代後半の円高不況で製造拠点が海外に移転し、サービス経済化が進展するとともに衰退していく。代わって増加したのがパートタイム雇用である。次節では、1980年代半ば以降における「雇用共稼ぎ化」の実態を検討する。

3 雇用共稼ぎ化の進行

図2は、総務省『労働力調査(詳細集計)』(2002年以前は『労働力調査特別調査』)を用いて1985年

図2 夫婦の就業形態別構成の推移



注：2011年を除く。

出所：総務省『労働力調査特別調査』(2001年以前)及び総務省『労働力調査(詳細集計)』(2002年以降)集計表より筆者作成。

以降の夫と妻の就業状況の推移を示したものである。具体的には、夫婦総数を①夫が無業の世帯(妻の就業状態は問わない)、②夫が農林業もしくは自営業の世帯(同)、③夫が非農林業雇用者で妻が農林業もしくは自営業の世帯、④夫婦ともに非農林業雇用者で妻の週労働時間が35時間以上の世帯、⑤夫婦ともに非農林業雇用者で妻の週労働時間が35時間未満の世帯、⑥夫が非農林業雇用者で妻が無業の世帯に分類している。政府白書等でしばしば引用されている「共働き世帯」は「雇用共稼ぎ世帯」のことであり、④と⑤の合計に相当する。一方、「専業主婦世帯」は⑥に相当する。

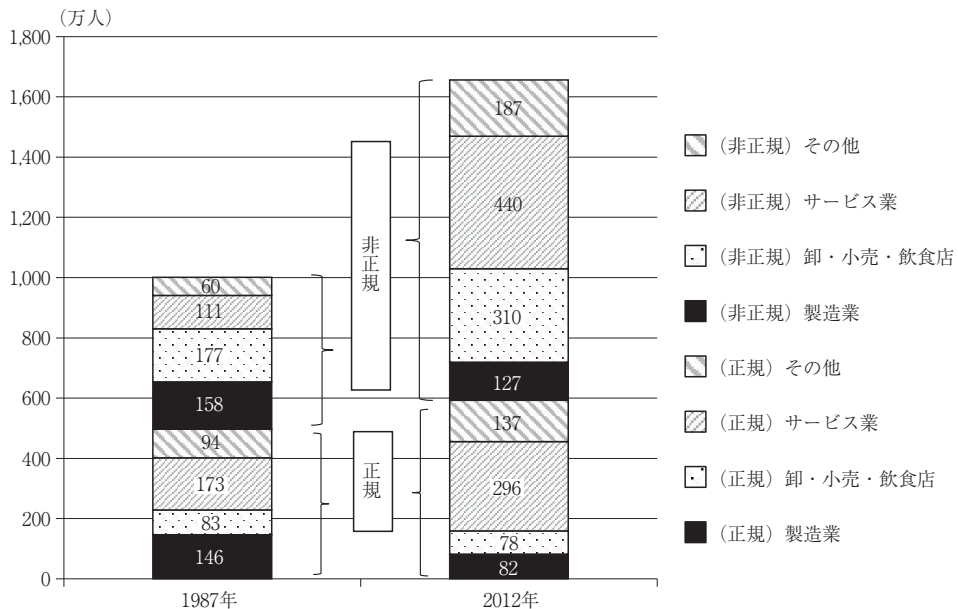
この図を見ると、第1に、夫婦総数がピークを迎えたのは2010年頃と比較的最近であることが分かる。内訳では、夫が非農林業雇用者の世帯数(③~⑥)はほぼ横ばいで推移する一方、夫が自営業の世帯(②)は減少し、夫が無業の世帯(①)は急増している。2016年には夫が無業の世帯は夫婦総数の26%(735万世帯)を占め、専業主婦世帯数を上回っている。夫婦の働き方を巡っては、夫が非農林業雇用者の世帯における共稼ぎの増加と専業主婦世帯の減少が注目されがちである

が、全体として見れば人口高齢化に伴い夫が無業の世帯が大幅に増加している点は看過すべきではない。

第2に、夫が非農林業雇用者で妻が無業のいわゆる専業主婦世帯数(⑥)は、上下動を繰り返した後、2000年から減少トレンドに入っている。雇用共稼ぎ世帯数と専業主婦世帯数の逆転現象は、育児と仕事の両立支援拡充の必要性を訴える際にしばしば言及される。とはいえ、雇用共稼ぎ世帯の半数以上は妻が45歳以上の世帯であり、とくに1990年代以降は子育て期を過ぎたと見られる年齢層(妻55~64歳)の世帯の増加が著しい点も認識しておく必要がある。雇用共稼ぎの増加には、人口の多い中高年層の妻の労働市場参加が大きく寄与している。

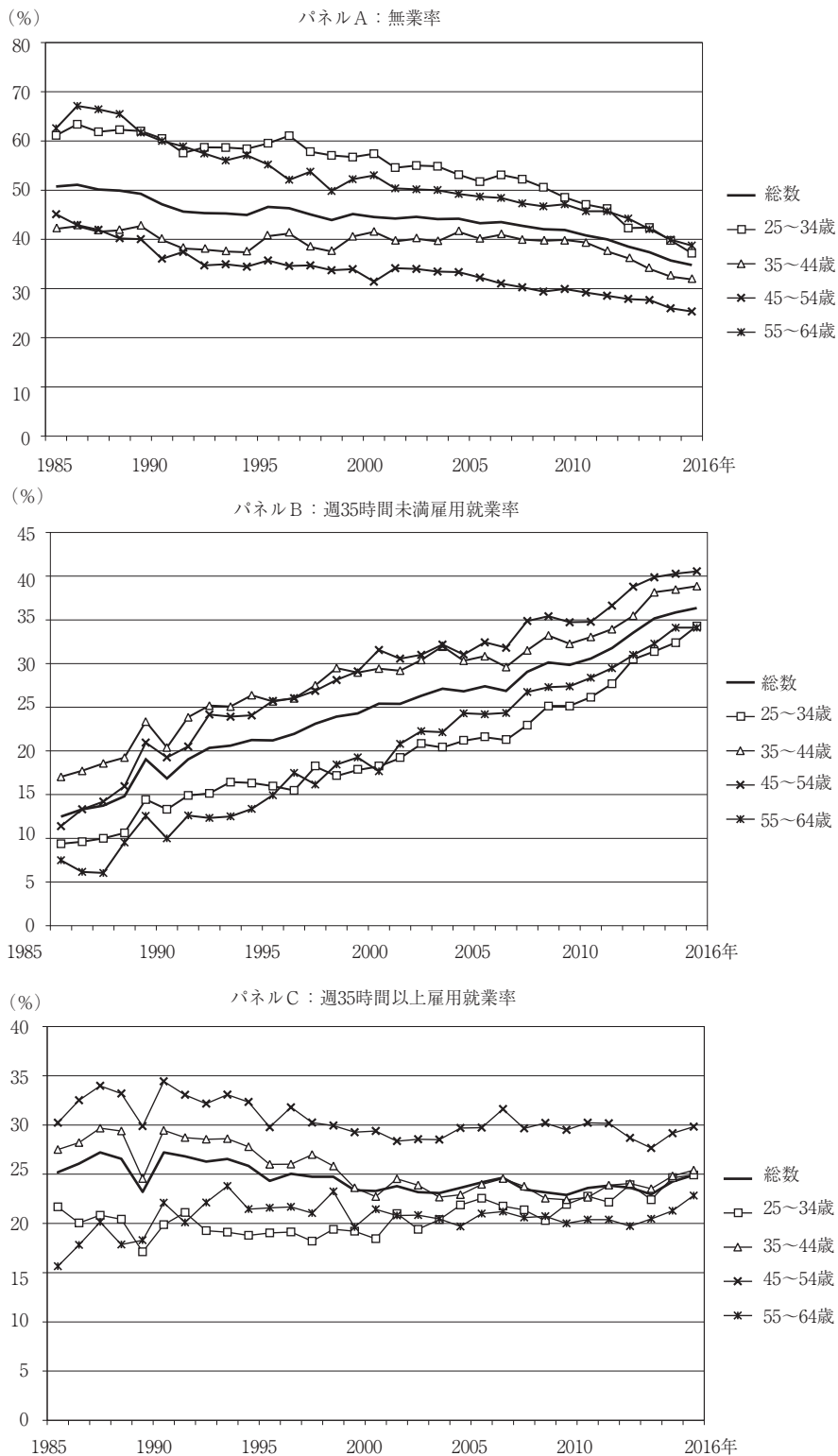
第3に、夫が非農林業雇用者である世帯に注目すると、1980年代は妻の週労働時間が35時間以上という、いわば「夫婦フルタイム型」(④)が多数を占めていたが、1990年代以降は妻の週労働時間が35時間未満の「妻パート型」(⑤)が増加することで、全体としての雇用共稼ぎ化が進んでいる⁶⁾。週35時間未満雇用者の多くが非正規雇用者であることを考え合わせると、雇用共稼ぎ

図3 有配偶女性雇用者の産業別構成(正規・非正規別)



出所：総務省「就業構造基本調査」集計表より筆者作成。

図4 夫が非農林業雇用者世帯における妻の年齢別就業状態の推移



出所：総務省「労働力調査特別調査」（2001年以前）及び総務省「労働力調査（詳細集計）」（2002年以降）集計表より筆者作成。
 注：25歳未満は省略。ただし総数に含む。

化は有配偶女性の非正規就労によって実現したとみることができる。

この点について、有配偶女性雇用者の正規・非正規別および産業別構成を1987年と2012年の2時点で比較したものが図3である⁷⁾。円高不況の最中にある1987年には、正規雇用者と非正規雇用者の割合は半々で、いずれについても3割が製造業で働いていた。2012年になると、有配偶女性雇用者数は1987年の約1.6倍超に増加しているが、その大半は卸・小売・飲食店やサービス業における非正規雇用者の増加によってもたらされていることが確認できる。結果として有配偶女性雇用者の正規雇用比率は36%まで低下した。また、製造業雇用者数は非正規よりも正規雇用者においてより顕著に減少している。

つぎに、夫が非農林業雇用者である妻について、年齢階級別に無業率（パネルA）、週労働時間35時間未満の雇用就業率（パネルB）、週労働時間35時間以上の雇用就業率（パネルC）の推移を見る（図4）。1985年から2016年にかけて、全ての年齢層で妻の無業率は低下しているが、無業率の高い25～34歳と55～64歳の低下幅が最も大きい。また、無業率が低下するタイミングにも年齢による違いが見られる。妻が45歳以上の場合は1980年代から一貫して低下トレンドにあるのに対し、25～34歳層は1990年代半ばから低下するようになり、35～44歳層で低下が始まったのは2010年以降の時期である。年齢による無業率の差が収束傾向にあるということは、年齢階級別女性労働力率のM字カーブの谷が浅くなっていることを意味する。

週35時間未満の雇用就業率はどの年齢層でも大幅に上昇しているが、45～54歳と55～64歳での上昇が顕著である。これに対し週35時間以上の雇用就業率は、多くの年齢層で1990年代から横ばいなし緩やかな低下をみせている。ただし25～34歳層の動きは他の年齢層と異なり、1990年代末からの緩やかな上昇が近年さらに顕著となり、過去10年間で5ポイントほど上昇している点は注目される。

Ⅲ 雇用共稼ぎ増加の背景

1 供給側の要因

1990年代以降、主として短時間就労する妻の増加によって雇用共稼ぎ化が進んだが、その背景は①供給側の変化、②需要側の変化、③制度変化に大別できる。

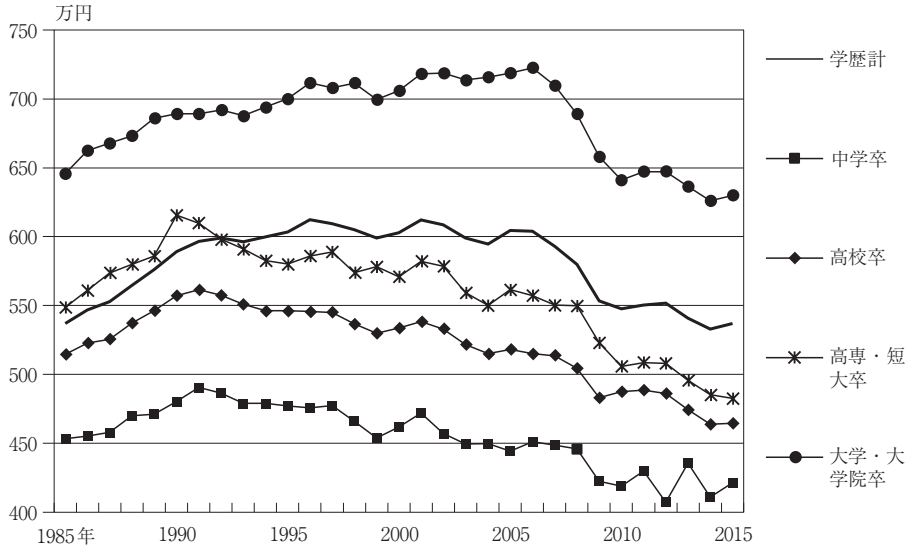
まず、供給側の要因として、バブル崩壊後の世帯主所得の低迷による付加労働者効果の高まりが指摘できる。世帯主所得の動向を見るために、男性一般労働者の年間実質賃金の推移を学歴別に示した（図5）。ここでは年齢構成変化の影響を除くために35～39歳男性一般労働者の賃金を用いているが、これを見ると大卒未満の学歴においては、バブル崩壊以後、年間実質賃金が一貫して減少していることが分かる。大卒以上の学歴でも2006年以降は減少し、2010年以降は1985年の水準を割り込んでいる。

樋口（2001）は、バブル崩壊後の長期不況において、夫の所得の中でも恒常的部分が減少したことにより妻の付加労働者効果が高まった可能性を指摘している。また、小原（2007）は1993～2004年の期間について、夫が非自発的な離職を経験した世帯では妻が労働時間を増加させており、とくに妻が無業だった場合に新規就業する傾向が有意に観察されるとしている。同じような付加労働者効果は、リーマンショック（2008年）後の景気後退期における夫の離職についても確認されている（佐藤2010）。さらに深堀（2012）は、リーマンショック後の時期において、夫の恒常的所得の減少が妻の新規就業を促す付加労働者効果が観察される一方で、夫の恒常的所得が増加に転じて妻の非労働力化が相対的に起きにくくなっていると指摘している。

2 需要側の要因

需要面では、コンピューター化などの技術革新や、人口高齢化、サービス経済化に伴う需要構造の変化によって女性の就業機会が拡大した。コンピューター化は、比較的 low スキルの定型手仕事や定型認識業務を代替し、それらの仕事への労働需

図5 35～39歳男性一般労働者の年間実質賃金の推移



注：賃金は、「きまって支給する現金給与額」×12 + 「年間賞与その他特別給与額」を消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）（2015年 = 100）で実質化している。
 出所：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』、総務省「消費者物価指数」より筆者作成。

要を減少させる一方で、高スキルを要する非定型分析・相互型業務を補完し、その労働需要を増加させたが、非定型手仕事業務にはほとんど影響を与えなかったとされている（Autor, Levy and Murnane 2003; Autor, Katz and Kearney 2006）。

日本についてITの導入が雇用に及ぼす影響を分析した池永（2009）によると、1980年以降、速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員などの定型業務が雇用者全体に占めるシェアが縮小する一方で、介護・家事支援サービス、清掃員などの非定型手仕事業務の雇用シェアが顕著に拡大した。とくに2005年以降は、福祉施設介護職員、看護師、保育士、百貨店以外の販売員などの非定型手仕事業務において雇用シェア拡大が顕著である。これらはいずれも女性比率が高い職種であり、この時期に福祉関係職に就いた女性の大半が非正規雇用者となった（Gordon 2017）。

3 制度要因

供給側・需要側の要因に加えて、税制や社会保険制度などの制度要因も、1980年代後半以降の雇用共稼ぎ化を進めたと考えられる。まず、所得税制の面では、1987年に配偶者特別控除が創設され、1988年、89年と連続して控除額が引き上

げられた。1989年には基礎控除が35万円に引き上げられ、給与所得控除の最低保障額も65万円に改訂されたため、パートタイム労働者として働く場合の課税最低限が100万円となった。

一方、社会保険の被扶養認定基準は、1987年にそれまでの90万円から100万円へと引き上げられ、さらに1989年（110万円）、1992年（120万円）、1993年（130万円）と相次いで引き上げられている。頻繁な引き上げの背景には、バブル期の人手不足でパートタイム労働者の賃金が上昇する中、パートタイム労働者の就労調整が人員配置のネックとなり、企業側から「パートの壁」引き上げを求める声が高まったという事情もあった。

パートタイム労働者にとっての、収入面での天井が引き上げられていく一方で、労働時間の面での天井は法定労働時間の短縮に伴って引き下げが続いた。これには「1日又は1週間の所定労働時間、1カ月の勤務日数がそれぞれ通常の就労者のおおむね4分の3以上であるか」を社会保険適用の基準とする、いわゆる「4分の3条項」が関わっている。この条項があるために、パートタイム労働者が社会保険の適用を受けずに働ける労働時間の上限は、週36時間（1988年以前）から週30時間（1997年以降）まで引き下げられた⁸⁾。

労働需要側からみれば、フルタイム労働者と短時間労働者が代替可能な労働力である場合には、短時間労働者を雇うことで社会保険料の事業主負担を節約することができる。一方、供給側であるサラリーマンの妻からみると、厚生年金加入によって将来受け取る自分名義の年金額は増加するものの、遺族年金まで考慮した生涯年金純受給額は、被扶養認定基準をやや上回る程度の収入では増加せず、むしろ基準未満の収入で第3号被保険者にとどまるほうが便益は大きくなる(丸山 1994; 永瀬 2003)。医療保険や介護保険についても、適用対象者の給付は、休業給付を除けば被扶養配偶者にとどまる場合とほぼ変わらないにもかかわらず、保険料負担によって手取り収入は減少する。このように、需要側・供給側双方にとって短時間労働が有利になるようなインセンティブが1980年代後半以降、強化されていった⁹⁾。

IV 雇用共稼ぎ化と格差

1 妻の就業と世帯間所得格差

雇用共稼ぎ世帯の増加が世帯間所得格差に及ぼす影響は、国内外の多くの研究者の関心を集めてきた。とくに日本においては、世帯主所得が低い世帯ほど妻の就業率が高いという経験的事実が「ダグラス＝有澤の法則」として知られており、雇用共稼ぎは世帯間所得格差を平準化させると従来は考えられてきた。しかし、橘木(1998)を契機に「経済格差論争」が起こる中で、「ダグラス・有澤の法則」が弱まり、高所得の雇用共稼ぎ世帯が増加している可能性に言及する研究が増加しつつある(大竹 2001, 2005; 小原 2001; 樋口ほか 2003; 橘木・迫田 2013)。

妻の就業と世帯間所得格差の関係については、海外では多数の実証研究が行われているが、妻の就業収入が世帯間の所得格差を平等化させるという研究もあれば(Cancian and Reed 1998; Del Boca and Pasqua 2003) 不平等化に寄与するという研究もあり(Karoly and Burtless 1995)、国や対象時期によって結論は一致していない。日本においても同様で、妻の就業収入が夫婦間の所得格差を拡大

させるとする研究(浜田 2007)がある一方で、樋口・石井・佐藤(2017)は、妻の就業収入が夫婦間所得格差を平準化させているとしている。

雇用共稼ぎ化と世帯間所得格差の問題については、考慮すべき3つのポイントがある。第1は、前節で取り上げた制度要因によって、妻の就業収入が103万円近辺にスパイクを持つ分布となっていることである。この問題に対応するため浜田(2007)は、妻の就労形態(正規・非正規)を考慮した分析を行っている。また、Abe and Oishi(2009)は、1993～2003年の期間を対象に、有配偶女性の就業収入を①ゼロ所得(無業)、②103万円未満、③103万円、④103万円超に分けて不平等度変化の要因分解を行っている。その結果、対象期間における有配偶女性の就業収入の不平等度低下には、無業の妻の減少と、103万円未満で就業する妻の増加が寄与していることを明らかにしている。

第2のポイントは、年次間の不平等度の変化と加齢の効果を識別することである。一般的に、40歳前後から賃金所得の分散は拡大し、世帯消費や世帯所得の分散も拡大することが知られている。このため、年齢別の所得不平等度のプロフィールに変化がなくても、加齢の効果によって世帯所得の不平等度は上昇しうる。そのため、分析においては年齢や出生コーホートをコントロールして不平等度の変化を把握する必要がある。加齢の効果に着目した安部・大石(2006)は、1987～2002年の「所得再分配調査」(厚生労働省)個票を使用して夫婦間所得格差を分析している。それによると、夫の稼働所得の不平等度は加齢とともに上昇する半面、妻の稼働所得の不平等度は50歳ごろまでは加齢とともに低下するため、両者の動きがあいまって、年齢別にみた世帯所得の不平等度は小幅な上昇にとどまったとしている。

第3のポイントは、世帯間所得格差を一時点でみるのか、ライフサイクルでみるのかという点である。たとえば、夫の所得が低い世帯ほど妻が出産後早いタイミングで再就職する一方で、高所得世帯の妻が無業にとどまるとすれば、ライフサイクルでの妻の労働供給行動の違いは夫婦間の生涯所得格差を縮小させる効果をもつと考えられる。

こうした視点から、Abe and Oishi (2007) は、妻の就業パターン別に8年間の夫婦合算稼働所得の割引現在価値を計算している。その結果、夫婦合算稼働所得の不平等度は、どの一時点でみるよりも、8年間の合計所得でみたほうが低いと指摘している。

なお、雇用共稼ぎと所得格差についての研究の大半は、単純に夫婦の仕事からの収入のみを対象として不平等度を計測している。つまり、i) 稼働所得以外の所得や他の世帯員所得が含まれない、ii) 税・社会保険料拠出や社会保障給付が考慮されていない、iii) 世帯規模を調整していない、iv) 稼働年齢の夫婦のいる世帯のみ対象としている、という点で等価可処分所得でみた世帯全体の所得不平等度とは異なる動きを示す可能性がある。

2 高所得夫婦は増加したか

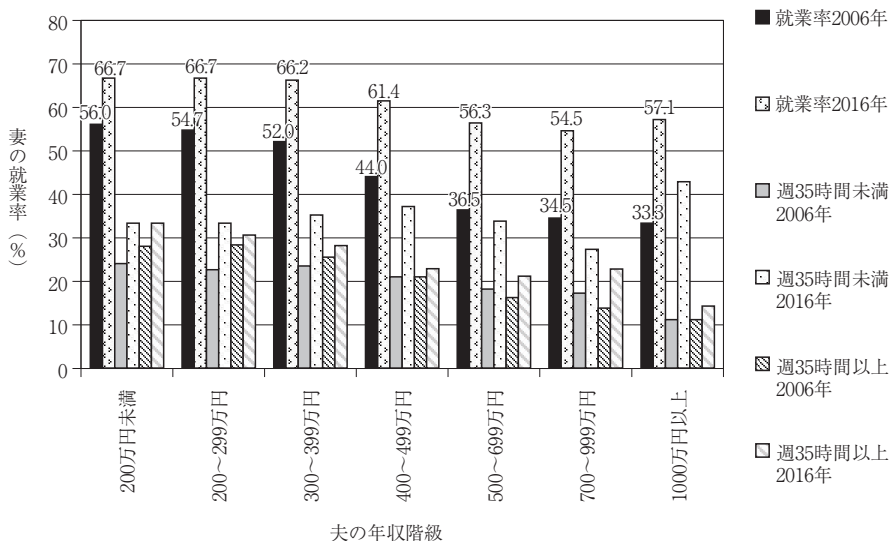
雇用共稼ぎ化が進む中で、夫婦ともに高所得の、いわゆる「パワーカップル」が増加している可能性を指摘する言説も広まっている。日本では第一子の出産前後に約6割の女性が離職しており、いったん離職した女性が再就職する際には非正規雇用につくことが多い。就業中断と、再就職

後の正規・非正規賃金格差に起因する出産退職の機会費用は、生涯で約2億円に達するという推計もある(内閣府「平成17年版国民生活白書」)。そのため、出産前後に妻が継続して就業できるかどうかによって、夫婦の生涯所得には大幅な差が生じる。こうした中で育児休業制度や保育サービスなどの両立支援策が拡充され、出産後も正社員として継続就業する妻が増加すれば、世帯間での所得格差が拡大する可能性がある。

1987～2002年までの期間について「所得再分配調査」(厚生労働省)の個票を用いて高所得夫婦の割合の推移をみた安部・大石(2006)は、時系列的に「高所得夫婦」が増加している傾向は見られないと結論している。しかし、図4で見たように、2005年以降に25～34歳の年齢層で週35時間以上働く妻の比率が顕著に上昇している事実は注目に値する。比較的若い世代において、従来と異なる形で雇用共稼ぎ化が進行している可能性を示しているからである。

表1は、夫の仕事からの年間収入が700万円以上の夫婦について、妻の年間仕事収入の分布を2年次で比較したものである。総務省『労働力調査』の集計表で夫婦の年収分布が記載されているのは2013年以降なので、2013年と2016年を比較して

図6 夫の年収階級別・妻の就業率(妻25～34歳)



出所：総務省『労働力調査』集計表より筆者作成。

いる。これによると、3年間に無業のシェアが縮小する一方で、中・高所得層のシェアが小幅ながら拡大している。いわゆる103万円や130万円の壁の範囲内に相当する、年収150万円未満のカテゴリーでは、ほとんど変化が見られない。つまり、夫が比較的高所得の夫婦において、妻も高所得の比率が若干上昇している。ただし、この集計表では年齢をコントロールできないため、加齢の効果をとらえている可能性もある。

そこで図6では25～34歳の妻について、夫の年収階級別に2006年と2016年の妻の就業率を比較している。まず、2006年の時点では、夫の年収階級が上がるほど妻の就業率が低くなるという、「ダグラス＝有澤の法則」が観察される。しかし10年間に妻の就業率はどの年収階級においても上昇し、とくに夫の年収500万円以上で顕著に上昇している。夫の年収が1000万円以上の階級でも、妻の就業率が大幅に上昇しており、夫の年収による妻の就業率の差が縮小している。

さらに同図では、妻の労働時間別に週35時間未満と35時間以上に分けた就業率も示している。10年間の変化をみると、妻の就業率上昇の大半は週35時間未満で働く妻の増加によってもたらされているものの、夫の年収が700～999万円の階級では、週35時間以上働く妻も増加している点が注目される。すなわち、図4で観察されるような、25～34歳層におけるフルタイム型雇用共稼ぎの増加は、夫の年収が比較的高い階級で生じているとみられる。紙幅の都合で他の年齢層の図は割愛するが、妻が35歳以上の年齢層ではこの

ような傾向は観察されず、妻の就業率の上昇は、夫の年収に関わりなく、主に週35時間未満で働く妻の増加によってもたらされている。

3 若年層におけるフルタイム型雇用共稼ぎ増加の背景

20代後半から30代における、フルタイム型雇用共稼ぎの増加は、結婚から第一子誕生までの間の共稼ぎ（いわゆるDINKS：double income no kids）の増加を反映している可能性もある。しかし、就学前児童の母親の正規就業率も、例えば末子3歳児の場合で2006年には13.4%であったものが2016年には22.0%へと、顕著に上昇している（厚生労働省『国民生活基礎調査』）。これはすなわち、出産前後で正規就業を継続する妻の割合が上昇していることを意味する。

背景として考えられるのは、育児休業制度や保育サービスの拡充である。たとえば両立支援策の中心をなす育児休業制度は1992年にスタートしたが、数度の改正と雇用保険制度を通じた育児休業給付金の拡充により、取得者数は大幅に増加している。「雇用保険事業年報」（厚生労働省）によると、2015年度における育児休業給付金の初回受給者数のうち、女性の受給者数は29.5万人に達しており、これは同年の出生数の3割に相当する（図7）。また、保育サービスへのアクセスも過去10年ほどの間に大きく改善している。利用しやすさの指標として、保育所等の定員数を5歳以下人口で除した「保育所定員率」で見ると、2010年以降にとくに上昇していることが分かる¹⁰⁾。

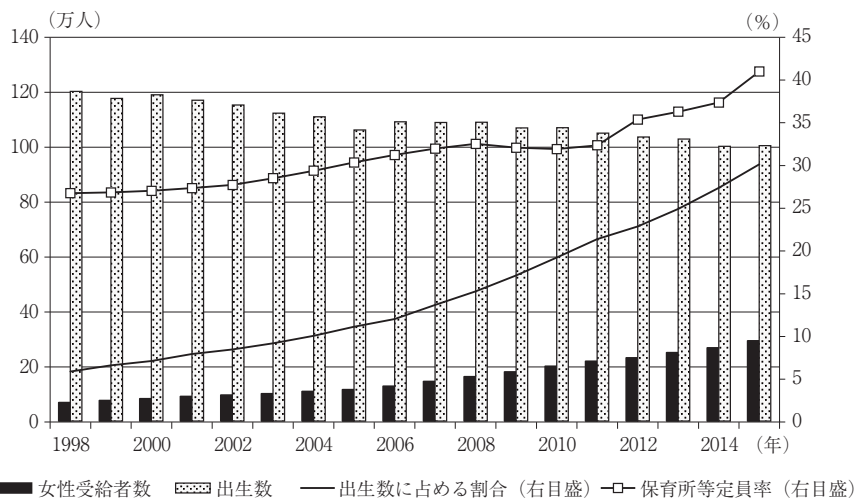
このように、仕事と子育ての両立を巡る環境は大きく変化しているが、近年の研究は、両立支援策が母親の継続就業率や就業率に及ぼす影響について、否定的な結論を導いているものが多い（包括的なサーベイとしてYamaguchi 2017がある）。たとえば2001年の育児休業給付金の給付率引き上げを分析したAsai (2015)は、引き上げが母親の継続就業率を高める効果はほとんど見られないとしている。また、保育サービス拡充の影響を分析したAsai et al. (2015)は、従来の祖父母による育児が保育サービスに代替されたため、全体としてみると保育サービスの拡充が母親の就業率に及

表1 夫の仕事収入700万円以上世帯における妻の仕事収入の分布 (%)

妻の仕事収入	2013年	2016年	差
無業	44.3	40.2	-4.2
100万円未満	22.0	21.8	-0.2
100～149万円	9.3	9.4	0.1
150～299万円	8.0	9.0	1.0
300～499万円	6.9	8.5	1.7
500～699万円	4.7	5.3	0.7
700万円以上	4.7	5.3	0.7

注：夫・妻のいずれについても、自営業や農林業雇用者を含む。
出所：総務省『労働力調査』集計表より筆者作成。

図7 育児休業給付金初回受給者数（女性）、出生数、保育所等定員率の推移



■ 女性受給者数 ■■■ 出生数 — 出生数に占める割合（右目盛） □ 保育所等定員率（右目盛）
 注：2015年は保育所のほかに認定こども園等も定員に含む。また、2015年の保育所等定員率は国勢調査確定人口による。
 出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」、「社会福祉施設等調査」、総務省「人口推計」「国勢調査」より筆者作成。

ほす影響は小さかったと結論している¹¹⁾。ただし、Asai et al. (2015)の分析期間は2010年までである。ここ数年で顕著になった母親就業率の上昇がどのような要因によってもたらされているのか、より新しいデータを用いた研究による解明が望まれる。

V むすびに代えて——雇用共稼ぎ化と子どものウェルビーイング

本稿の目的は、共働きの変容を長期的な視点で振り返るとともに、1990年代から顕著になってきた雇用共稼ぎ化の現状と、そうした変化をもたらした要因を考察することにある。また、雇用共稼ぎ化が所得分配に与える影響についても考察した。最後に、雇用共稼ぎの増加と子どものウェルビーイングの関係について触れておきたい。

2016年に「女性活躍推進法」が施行され、政府が「一億総活躍プラン」を推進する中で、就学前児童の母親の就業率はこの10年間に顕著に上昇している。このような共稼ぎの増加によって子育て世帯の経済状態が改善すれば、子どもの貧困問題も改善する可能性がある。実際、2015年に子どもの貧困率が改善したが、これには子どもの

いる世帯における有業人員増加が寄与したと考えられる(大石 2017a)。

その一方で、親が市場労働に費やす時間の増加が、家庭での育児時間にどう影響するかも注目される。興味深いことにアメリカの親は、共稼ぎをしても他の活動時間を減らして育児時間を増加させており(Fox et al. 2013)、同様の傾向は日本においても観察される(大石 2017b)。深刻なのはむしろ、共稼ぎをすることができないひとり親世帯である。ひとり親世帯の多くが、所得面でも時間面でも貧困にある(石井・浦川 2014)。雇用共稼ぎ化が子どものウェルビーイングとその格差にどのような影響を及ぼしているかを検証することは、子どもの貧困が大きな社会問題となっている今日、重要な研究課題といえよう。

- 1) スウェーデンは1990年代にバブル崩壊を経験し、女性就業率が低下した。
- 2) 無報酬で妻の労働力が家業に供されている点や労働の自発性についてはジェンダー的観点からの議論も必要であろう。
- 3) 総務省「平成22年国勢調査最終報告書 日本の人口・世帯」による。
- 4) 雇用者が女性就業者の5割を超えるようになったのは1966年のことである。
- 5) 1970年代半ば時点で、週労働時間が35時間未満のパートタイム雇用者が女性就業者全体に占める比率は1割程度と低かった。
- 6) 図中、1989年に一時的に妻の週労働時間35時間未満の世

- 帯が増加しているが、これは同年の『労働力調査特別調査』で調査対象となった週の金曜日(2月24日)が昭和天皇の「大喪の礼」で休日とされたためである。
- 7) 夫が雇用者の世帯に限定していないことに注意。
- 8) 2016年10月からは従業員501人以上の会社で週20時間以上働く労働者も社会保険の適用対象となっている。
- 9) 税制・社会保険制度が妻の就業を抑制する効果については、構造推定を行った高橋(2010)において多くの既存研究が紹介されている。比較的新しい研究として Bessho and Hayashi (2014)、横山・児玉(2016)がある。
- 10) 宇南山(2011)は出産の内生性を考慮して「保育所等の定員数/20~39歳女性人口」で定義される「潜在的定員率」を利用すべきとしている。図では割愛したが潜在的定員率は1990年代から2010年頃までほぼ横ばいで推移し、それ以降上昇する動きを示している。
- 11) 自治体単位のパネルデータを用いた Nishitateno and Shikata (2017) では、保育サービス拡充が母親就業率を引き上げる効果が小さいながら有意に観察されている。

参考文献

安部由起子・大石亜希子(2006)「妻の所得が世帯所得に及ぼす影響」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配——格差拡大と政策の役割』所収、東京大学出版会、pp. 185-209.

池永肇恵(2009)「労働市場の二極化——ITの導入と業務内容の変化について」『日本労働研究雑誌』No. 584, pp. 73-90.

石井加代子・浦川邦夫(2014)「生活時間を考慮した貧困分析」『三田商学研究』57(4), pp. 97-121.

宇南山卓(2011)「結婚・出産と就業の両立可能性と保育所の整備」『日本経済研究』No.65, pp. 1-22.

大石亜希子(2017a)「少子化対策の課題と将来」『週刊社会保障増刊 社会保障読本』No.2936, pp. 144-147.

大石亜希子(2017b)「24時間週7日経済におけるワーク・ライフ・バランス」『大原社会問題研究所雑誌』No.701, pp. 24-39.

大竹文雄(2001)「雇用問題を考える——格差拡大と日本的雇用制度」大阪大学出版会.

大竹文雄(2005)「日本の不平等——格差社会の幻想と未来」日本経済新聞出版社.

厚生労働省(2016)「平成28年版労働経済白書」.

小原美紀(2001)「専業主婦は裕福な家庭の象徴か?——妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』No.493, pp. 15-29.

小原美紀(2007)「夫の離職と妻の労働供給」林文夫編『経済停滞の原因と制度』第11章、勁草書房、pp. 325-340.

佐藤一磨(2010)「景気後退期の就業行動の変化」瀬古美喜・照山博司・山本勲・樋口美雄・慶應-京大連携グローバルCOE編『日本の家計行動のダイナミズム VI——経済危機下の家計行動の変容』第4章、慶應義塾大学出版会.

高橋新吾(2010)「配偶者控除及び社会保障制度が日本の既婚女性に及ぼす労働抑制効果の測定」『日本労働研究雑誌』No.605, pp. 28-43.

橋本俊詔(1998)『日本の経済格差——所得と資産から考える』岩波新書.

橋本俊詔・迫田さやか(2013)『夫婦格差社会——二極化する結婚のかたち』中公新書.

永瀬伸子(2003)「女性と年金権の問題」『季刊社会保障研究』39(1), pp. 83-96.

浜田浩児(2007)「所得格差の固定性の計測」『季刊家計経済研究』73, pp. 86-94.

樋口美雄(2001)『雇用と失業の経済学』日本経済新聞出版社.

樋口美雄・石井加代子・佐藤一磨(2017)「景気変動と世帯の所得格差——リーマンショック下の夫の所得と妻の就業」『経済研究』68(2), pp. 132-149.

樋口美雄・法専充男・鈴木盛雄・飯島隆介・川出真清・坂本和靖(2003)「パネルデータに見る所得階層間の流動性と意識変化」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』第3章、日本評論社.

久本憲夫(2003)「正社員ルネサンス——多様な雇用から多様な正社員へ」中公新書.

深堀遼太郎(2012)「近年の景気後退と有配偶女性の労働力化・非労働力化」樋口美雄・宮内環・C.R. McKenzie・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『親子関係と家計行動のダイナミズム——財政危機下の教育・健康・就業』第9章、慶應義塾大学出版会.

丸山桂(1994)「女性の生涯所得からみた税制・年金制度」『季刊社会保障研究』30(3), pp. 274-292.

八代尚宏(1983)『女性労働の経済分析——もう一つの見えざる革命』日本経済新聞出版社.

横山泉・児玉直美(2016)「女性の労働と税——データを用いた現状分析」『フィナンシャル・レビュー』No.127, pp. 49-76.

Abe, Y. and Oishi, A. S. (2007) “The Role of Married Women’s Labor Supply on Family Earnings Distribution in Japan,” *Journal of Income Distribution*, 16 (3-4), pp. 110-127.

Abe, Y. and Oishi, A. S. (2009) “The 1.03 Million Yen Ceiling and Earnings Inequality among Married Women in Japan,” *Economics Bulletin*, 29 (2), pp. 1521-1530.

Asai, Y. (2015) “Parental Leave Reforms and the Employment of New Mothers: Quasi-Experimental Evidence from Japan,” *Labour Economics*, 36, pp. 72-83.

Asai, Y., Kambayashi, R., and Yamaguchi, S. (2015) “Childcare Availability, Household Structure, and Maternal Employment,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 38, pp. 172-192.

Autor, D., Katz, L., and Kearney, M. (2006) “The Polarization of the US Labor Market,” *American Economic Review*, 96 : 2, pp. 189-194.

Autor, D., Levy, F., and Murnane, R.J. (2003) “The Skill Content of Recent Technological Change: An Empirical Exploration,” *Quarterly Journal of Economics*, 118 (4), pp. 1279-1333.

Bessho, S. I., and Hayashi, M. (2014) “Intensive Margins, Extensive Margins, and Spousal Allowances in the Japanese System of Personal Income Taxes: A Discrete Choice Analysis,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 34, pp. 162-178.

Cancian, M., and Reed, D. (1998) “Assessing the Effects of Wives’ Earnings on Family Income Inequality,” *Review of Economics and Statistics*, 80 (1), pp. 73-79.

Del Boca, D., and Pasqua, S. (2003) “Employment Patterns of Husbands and Wives and Family Income Distribution in Italy (1977-98),” *Review of Income and Wealth*, 49 (2), pp. 221-245.

Fox, L., Han, W. J., Ruhm, C., and Waldfogel, J. (2013) “Time for Children: Trends in the Employment Patterns of Parents, 1967-2009,” *Demography*, 50 (1), pp. 25-49.

Goldin, C. (1990) Understanding the Gender Gap: *An Economic History of American Women*, University of Chicago Press.

Goldin, C. (1995) “The U-Shaped Female Labor Force Func-

- tion in Economic Development and Economic History,” in T.P. Schultz, (ed.) *Investment in Women’s Human Capital and Economic Development*. University of Chicago Press, pp. 61–90.
- Gordon, A. (2017) “New and Enduring Dual Structures of Employment in Japan: The Rise of Non-Regular Labor, 1980s–2010s,” *Social Science Japan Journal*, 20 (1) , pp. 9–36.
- Karoly, L. A. and Burtless, G. (1995) “Demographic Change, Rising Earnings Inequality, and the Distribution of Personal Well-being, 1959–1989,” *Demography*, 32 (3) , pp. 379–405.
- Nishitateno, S., and Shikata, M. (2017) “Has Improved Day-care Accessibility Increased Japan’s Maternal Employment Rate? Municipal Evidence from 2000–2010,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 44, pp. 67–77.
- Olivetti, C. (2014) “The Female Labor Force and Long-Run Development : The American Experience in Comparative Perspective,” in P. L. Boustan., C. Frydman, and R. A. Margo, (eds.) *Human Capital in History: The American Record*. University of Chicago Press, pp. 161–197.
- Yamaguchi, S. (2017) “Family Policies and Female Employment in Japan,” *Japanese Economic Review*, 68 (3) , pp. 305–322.

おおいし・あきこ 千葉大学大学院社会科学研究院教授。最近の主な論文に“Effect of Mothers’ Nonstandard Work Hours on Children’s Wellbeing in Japan,” in Ming-Chang Tsai and Wan-Chi Chen (eds.) *Family, Work and Wellbeing in Asia*. Singapore: Springer, pp. 151–175. 2017. 労働経済学・社会保障論専攻。